

加速器質量分析法による

智者山神社・敬満大井神社棟札等の¹⁴C年代測定宮本 勉¹⁾, 小田寛貴²⁾

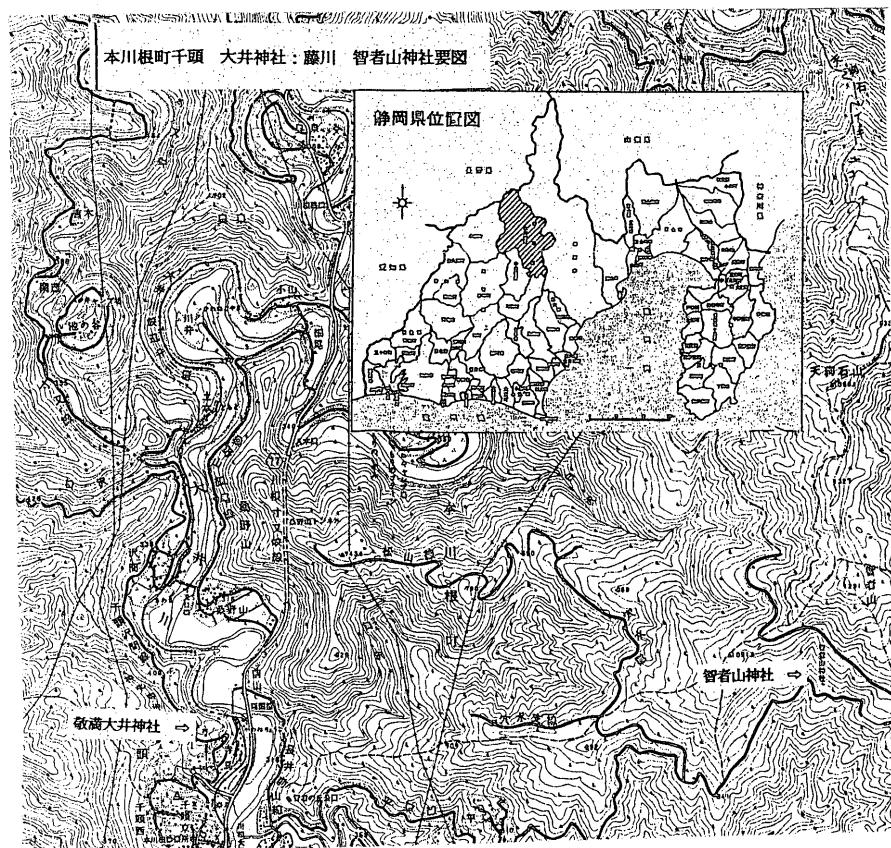
- 1) 本川根町史編さん委員 〒428-0414 静岡県榛原郡本川根町藤川 909-1
 2) 名古屋大学年代測定総合研究センター 〒464-8602 名古屋市千種区不老町

静岡県榛原郡本川根町、智者山神社・敬満大井神社棟札について
 <まえがき>

本川根町では1995年より町史編さん事業に着手し、町の内外において史料採訪を行い2000年には資料編5冊（古代中世、近世一・二、近現代一・二）を刊行し、目下、通史編4冊の刊行を目指している。しかし、当町においては、様々な理由により、この種の事業が行われなかつたため、史料の採訪は困難を伴い思うに任せなかつた。

中でも、古代、中世の史料は乏しく、「觀応の擾乱」に関する「伊達文書」以外の史料は皆無に近く、口碑、伝承はあっても、史料の存在は確認出来なかつた。こうした状況下において、智者山神社（觀音）と千頭敬満大井神社の持つ意味は重く、とりわけ両社所蔵の棟札等の解明は町史研究の重要課題であった。そのため、赤外線写真等、既存の研究方法を用いこれらの解明に務め、かなりの成果を見た。しかし、上記の棟札等については、その手段を失っていた。そんな中で、加速器質量分析法による¹⁴Cの年代測定についての共同研究を開始したのである。

一、両社の位置



二、智者山神社（観音堂）について

1 智者山神社の歴史

本川根町藤川の智者山（標高1291メートル）に鎮座している智者山神社は、江戸時代末期成立の駿河の地誌『駿河志料』に次のように記されている。

【智者山】小長井より登七十五町、安部郡八草より登二十五町、一に神戸山と云、權現鎮座の山なり

【智者山權現社】〈十二社權現とも称す〉 神主 高橋刑部

当社は風土記に、大野神社大化三年丁未三月所祭猿田彦命と見え、社家の伝へに、天神七代、地神五代、十二座の大神を祭れる所にて、大野岡〈風尾山なり〉に鎮座ありけぬを遷し奉れりと云、社家に社の棟札数枚を所蔵す、その一は暦応のなり〈長さ二尺九寸、幅二寸六分、文字を墨にて書しは、朽ち見えず、所々鏽字あり〉暦応五年三月中旬とあり〈今按に、暦応五は万延元年に至り五百十七年なり〉

【観音堂】〈三間四方〉本尊〈行基作〉仁王門、金剛力士は永正五年〈戊辰〉十月廿日修造、小長谷歌助信俊寄進の名あり、草創の年暦由審ならず、此堂も高橋刑部預りにて古き棟札權現社と俱に所蔵す、（下略）棟札を所蔵しているとある棟札のうちの何枚かは現在も残っていて、中世のものを年代順に列挙すると次の通りである。

- (1)暦応五年（1342）三月中旬 （観音堂）
- (2)康永三年（1344）四月十五日「智者山壱間四面御堂」
- (3)嘉吉三年（1442）三月六日 「十式所權現」
- (4)天文二年（1533）二月十八日「拾式所權現」
- (5)天文二十四年（1555） 一月三日「拾二所權現宮」

2、暦応五年棟札について

○本銘文中、ゴシック体の字は彫ってある。古い墨痕が全面に散見される。殆ど判読できないが、三字のみ判読出来る。

○頭部に一面墨が塗ってあった。

○裏面はやりかんなで削ってあるが「暦応五年至安政五年五百拾七年」と漆書（朱）されている。
筆者は『駿河志料』著者中村高平である。
墨痕の有無は判断できない。

棟札の史料的分析

- ① 暦応四年、古社を解体したとき、棟札を取り外したところ、劣化が激しく、読めない字が多かったのでわかる文字だけ彫った、と考えられる
- ② 年号（暦応五年三月中旬）小さい字の割に明瞭なのは、改めて彫ったからであると考えられる。
- ③ 彫った文字の間に古い墨痕が見えるのは、何年か前に建立した時、書いたものが見えるが判読できなかったのでそのまま残した。その後、その墨が板を保護する形になって現在に及んだ。従って、今日でも光線の当て方によっては、字の形が見られるが、判読できるまで明瞭ではない。しかし、右下の「天」の字だけは明瞭で読める。

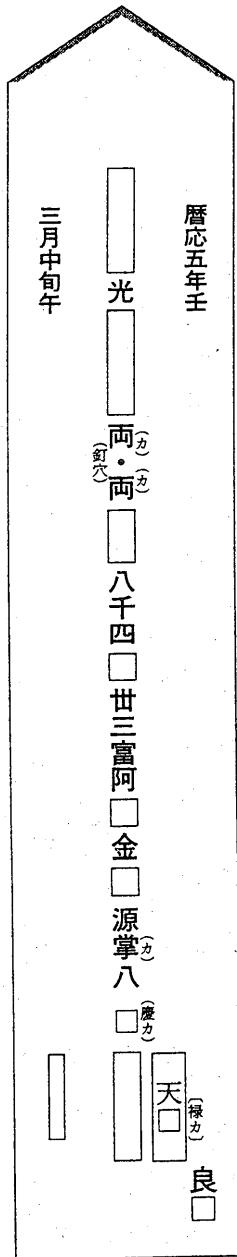
- ④ 「天」の字は年号かとも考えられる。該当しそうな年号を探すと次のようになる。

天福（1233）、天元（981）、天養（1140）

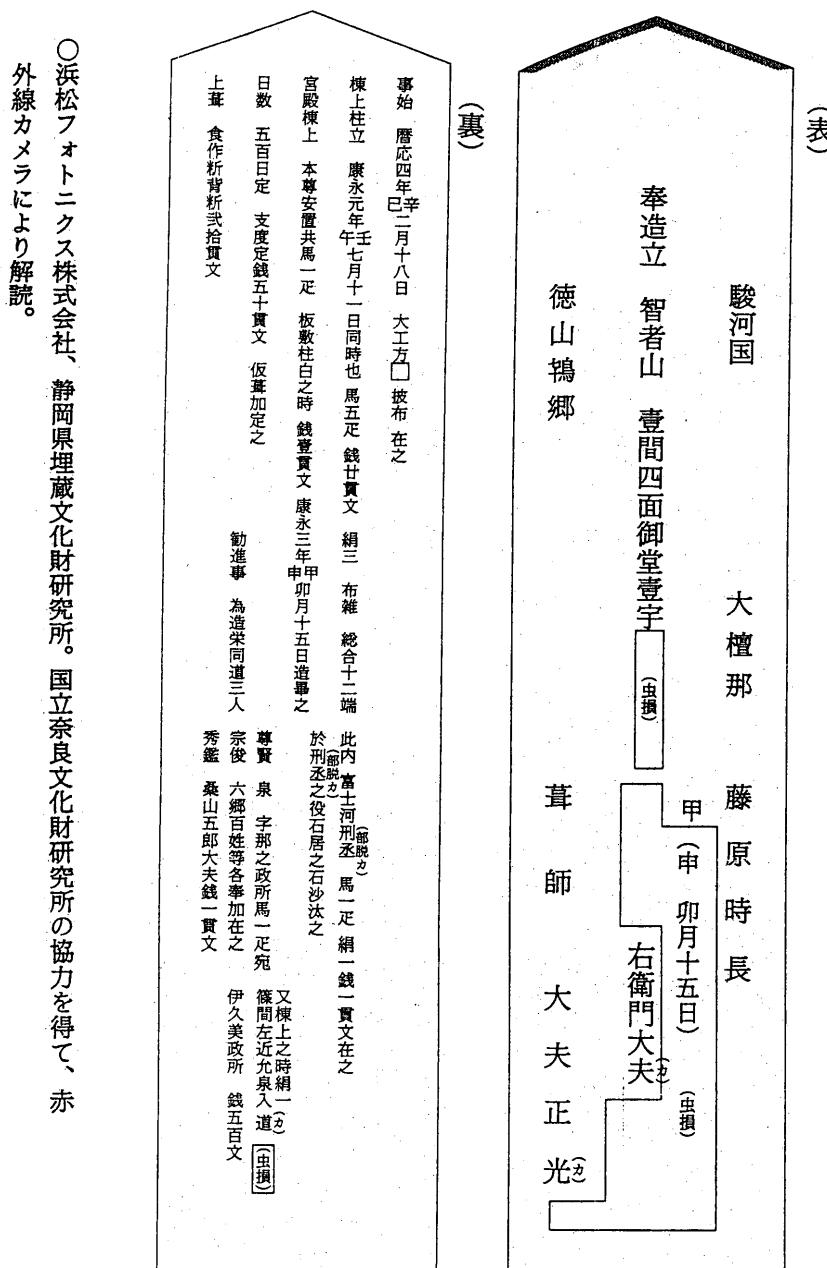
天祿（970）、天承（1131）、天徳（957）

天喜（1053）、天暦（947）

なお、下の字は、画が多いことも明らかであるので、上のなかでは、「祿」が最も近いように見られる。



3、康永三年の棟札



棟札の史料的分析

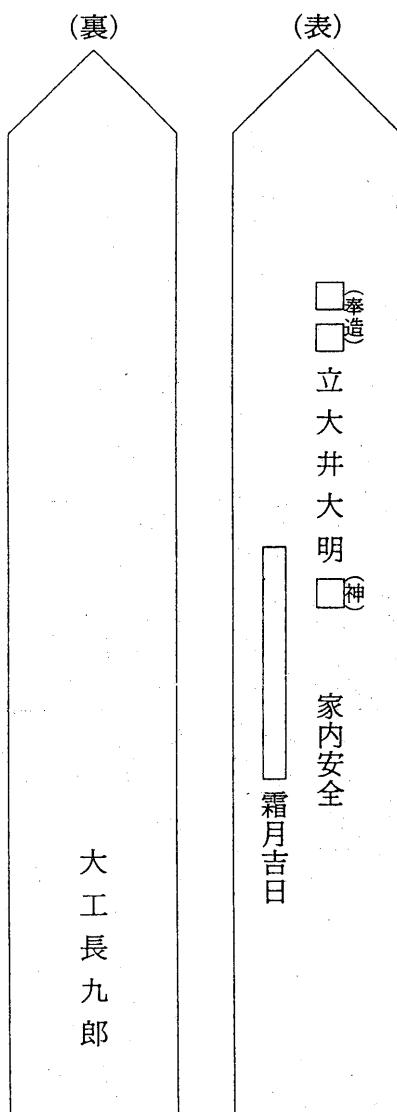
- ① 暦応四年、古い社を解体して、康永三年に完成したことを記してある。
- ② 当時の棟札の形式にそって、細かい事まで記してある。
- ③ 「壹間四面御堂」とは、平泉、中尊寺の金堂が典型とされる。

三、千頭敬満大井神社（大井神社）について

1 千頭敬満大井神社（大井神社）の歴史

敬満大井神社は、本川根町千頭に鎮座している。

この神社は、明治維新の際、土地の有力者達が式内社に格上げを目論んで棟札を偽造するなど、したので疑問が多い。例えば、敬満大井神社の名称も明治に作ったもので、島田市初倉の式内社敬満大井神社の名を付したものである。棟札も明治以前には、古いものもあったようであるが、作為のじゃまになるのは捨てられたので、真実は非常にわかりにくい。問題（測定した）の年月未詳の棟札は次の通りである。



2、年未詳棟札の史料的分析

この棟札は、先年まで箱書きの通り「天平宝字の棟札」とされていたが、信じる人は限られていた。しかし、棟札そのものは古く中世のものと推定されるが不明な所が多い。

- ① 年号は故意に削られたものである。
- ② 偽作の棟札が多い中で、これは年号以外は原形を止めないと判断した。
- ③ 神社名が、「大井神社」とあるのはこの棟札だけである。

四、その他の関連資料

上記の棟札測定が主であるが、関連する資料として、次の3点の測定を行った。

1 智者山神社神紋彫刻（檼材）

伝承によれば、創建当時（暦応五年の棟札と同年代）の古社殿の正面に取り付けられていた菊花の紋章であるという。古社解体の時他の古社材は処分したが神紋は恐れ多いと、宝物として保存してきたという。

2 智者山仁王像破片（桧材）

伝承によれば、智者山神社の仁王門の金剛力士像の一部であるという。像の本体の行方は明らかではないが、記録によると「永正五年（1508）修造」とある。

3 芹澤宏行家所蔵葉茶壺付着古茶

本茶壺は元藤川の庄屋源左衛門家に伝来したが、明治の頃同家が離村の時、分家である芹澤宏行家に保管を依頼し、そのまま、双方とも失念していたが、町史へんさんのため、各家で史料を探索した時発見された。中には年代不明の古茶（つめた茶）と、次の史料が入っていた。

- (1) 元文三年三月十二日 午庭帳
- (2) 寛政二年四月 御検地帳写書上帳
- (3) 文化元年五月 高反別免位限書上

このような古茶が何時頃のものか年代が明らかになれば茶業史上に非常に重要な史料となる。

加速器質量分析法による¹⁴C年代測定

<測定試料>

智者山神社暦応五年棟札・敬満大井神社年代未詳棟札・智者山神社神紋彫刻・智者山神社仁王像・芹澤宏行家所蔵葉茶壺の計5資料について、加速器質量分析法による¹⁴C年代測定を行った。但し、敬満大井神社の棟札については、約60年分の年輪が認められたため、その最も外側の部分と最も内側の部分の二カ所より採取した。採取試料の部位・重量と推定される年代を表1にまとめた。

表1. 測定試料一覧

試料No.1 智者山神社暦応五年棟札

採取試料：棟札左端の剥落部より採取した木片(34.2mg)

推定年代：「暦応五年」(1342年)の文字が棟札に彫られているが、それより古いと思われる墨痕で「天□」とある。

二字目は不明瞭だが、「天禄」(970～973年)が最も近いと考えられる。

試料No.2 敬満大井神社年代未詳棟札

採取試料：棟札に認められる約60年分の年輪の最外部から採取した木片(25.8mg)

推定年代：棟札に元よりあった年号は故意に削られている。

箱書きには「敬満大井神社天平宝字八年造営御棟札」とあるが、明治十一年に箱を作成した際に記されたものと推定され、天平宝字八年(764年)は偽作と考えられる。

試料No.3 敬満大井神社年代未詳棟札

採取試料：棟札に認められる約60年分の年輪の最内部から採取した木片(27.1mg)

推定年代：試料No.2と同じ

試料No.4 智者山神社神紋彫刻

採取試料：神紋裏面の底より採取した木片(34.8mg)

推定年代：創建当時の古社殿の正面に取り付けられていたと伝えられていることから、試料No.1と同時期のものと考えられる。

試料No.5 智者山神社仁王像破片

採取試料：仁王像片部破片より採取した木片(37.4mg)

推定年代：永正五年(1508年)

試料No.6 芹澤宏行家所蔵葉茶壺

採取試料：茶壺内に残っていた茶葉(123.3mg)

推定年代：古茶とともに、以下の年号をもつ三点の史料が茶壺内に納められていた。

元文三年(1738年)、寛政二年(1790年)、文化元年(1804年)

< 実験および結果 >

表1に示した試料に対し、まず蒸留水中にて超音波洗浄を行い、次いで HClとNaOHによる交換洗浄を施した。蒸留水で洗浄し乾燥させた後、試料を CuOとともに加熱し(850°C, 2h), CO₂に変換した。これを真空ライン中にて精製した後、Feを触媒としてH₂により還元し(650°C, 6h), グラファイトを合成した。このグラファイトをターゲットとして、名古屋大学タンデロン加速器質量分析計2号機により¹⁴C年代を測定した。測定は同一のターゲットについて三回繰り返し行った。得られた¹⁴C年代は較正曲線(Stuiver et al., 1998)に従い暦年代に換算した。結果を表2にまとめる。

表2. 測定結果

試料No.	¹⁴ C年代 [B P] ¹	暦 ¹⁴ C年代 [cal AD] ²
1 (1)	1080 ± 36	900()919, 958(982)1000
(2)	1071 ± 38	902()917, 962(984)1003, 1009()1016
(3)	1189 ± 34	778(784, 787, 834, 836, 878)891
av.	1113 ± 21	895(901, 918)924, 937(961)979
2 (1)	617 ± 32	1300(1317)1331, 1341(1352)1372, 1378(1388)1397
(2)	656 ± 32	1293(1300)1310, 1354(1374, 1377)1387
(3)	582 ± 39	1306(1331, 1340)1355, 1387(1397)1409
av.	618 ± 20	1302(1316)1328, 1345(1353)1370, 1381(1388)1394
3 (1)	705 ± 38	1279(1288)1298
(2)	700 ± 31	1281(1290)1298
(3)	678 ± 36	1285(1296)1302, 1369()1382
av.	695 ± 20	1284(1292)1297
4 (1)	363 ± 37	1468(1489)1523, 1563(1604, 1607)1628
(2)	246 ± 30	1643(1654)1663, 1785()1785
(3)	228 ± 34	1647(1660)1670, 1780()1797
av.	279 ± 19	1638(1643)1649
5 (1)	1100 ± 30	896(905, 909)923, 940(976)985
(2)	1094 ± 30	897()922, 943(978)990
(3)	1078 ± 30	902()917, 961(982)999
av.	1091 ± 17	901()918, 961(979)984
6 (1)	326 ± 35	1490(1523, 1563)1604, 1608(1628)1640
(2)	291 ± 33	1524()1562, 1629(1639) 1649
(3)	287 ± 35	1525()1559, 1630(1641)1651
av.	302 ± 20	1525(1535, 1535)1559, 1630(1637)1642

※ 1: 三回の測定結果を(1)～(3)として示した。av. とあるのはこれらの平均値である。

2: ()内の数値は¹⁴C年代の中央値を較正した値であり、()外の数値は誤差の両限を較正した結果である。

<考察 — ^{14}C 年代の意味するもの — >

表 1にまとめた推定年代と表 2に示した ^{14}C 年代とを比較し、測定された ^{14}C 年代が歴史学的研究の中でもつ意味について述べる。しかしその前に、木製文化財資料の ^{14}C 年代測定において考慮せねばならない問題について触れておく。

^{14}C 年代とは、その資料の中に含まれる放射性炭素 (^{14}C) の濃度から求められる自然科学的年代であり、物質としての資料がもつ物理的属性のひとつである。 ^{14}C 年代は較正曲線に従い歴年代へ換算することができるが、この暦年代とはその資料の材料となった動植物が炭素の交換について大気に対し閉鎖系を形成した年代である（以下、この暦年代を、 ^{14}C 年代を較正して得られたものであることを明示すべく、暦 ^{14}C 年代と表記する）。すなわち、木製文化財の場合、測定に供した部分の年輪が形成された年代である。したがって、木材の内部から作られた資料であれば、その暦 ^{14}C 年代と伐採された年代の間に誤差（ずれ）が生じることになる。さらに、伐採後一定期間乾燥させた材が用いられる場合や廃材が再利用されることもあるであろう。こうした樹齢や乾燥期間のため、一般に木製文化財の暦 ^{14}C 年代は、その資料の歴史学的な年代よりも古い値を示すことになる。ここで、棟札関連資料の年代について考えてみると、試料 No.1 から No.5 まではいずれも木製品であるゆえに、これらの暦 ^{14}C 年代はその資料が作製された年代よりも古い値を示しているはずである。

試料 No. 1 の智者山神社所蔵の棟札については、暦応五年（1342年）の文字が彫られているが、それより古いと思われる墨痕にて「天口」とあり、天禄年間（970～973年）のものであると考えられている。これに対し ^{14}C 年代測定結果も、天禄年間を含む10世紀頃の値を示している。しかしながら、 ^{14}C 年代測定の結果は、この資料が10世紀頃に成長した木材で作製されたことを示すものであり、この結果のみをもって直ちに同棟札が天禄の頃に作製されたものであるということはできない。伐採されるまでの期間を考えると数十年程度後世の作と考えねばならない。また、廃材の再利用などまで考慮すると、数百年後世のものである可能性も否定できない。試料 No. 5 の仁王像の測定結果も10世紀頃の値を示しているが棟札と同様に ^{14}C 年代のみからはその作製年代に結論を下すことはできない。

試料 No.4 の神紋彫刻は、智者山神社創建当時の古社殿のものであり試料 No. 1 の棟札と同時期、すなわち天禄または暦応の頃のものであるとされてきた。しかし ^{14}C 年代測定の結果は、これが近世になって成長した木材によって製作されたものであることを示している。それまであった神紋が破損するなどして代わりに作られたものであるか、もしくは新たに作製されたものであるかまでは言及できないものの、この資料自体が天禄ないしは暦応年間につくられたものでないことは明らかである。

一方敬満大井神社の棟札について考える。棟札に確認された年輪のうち最も外側の部分にあたる試料 No. 2 については14世紀頃との結果が得られている。また、試料 No. 2 より約60年輪分内側の部分（試料 No. 3）の測定結果は13世紀末頃の値を示している。さらに、伐採されるまでの期間と伐採後の保存期間を考慮する必要があるため、この棟札の作製された年代は古くとも14世紀後半であると考えることができる。箱書きにある天平宝字八年（764年）に作製されたとする記述は、 ^{14}C 年代測定の結果からも否定されたといえる。また敬満大井神社には、この棟札の他に、文永十年（1273年）に同神社の再建を行ったという記述をもつ棟札が伝わっているが、 ^{14}C 年代の結果、

測定した棟札はこの文永十年の記述をもつ棟札よりも後世に作製されたものであることも示された。

以上の木製文化財では、樹齢や乾燥期間を考慮せねばならないため、測定された暦¹⁴C年代をそのまま歴史学的な年代として扱うことはできなかった。これに対し、試料No. 6は茶葉であり16世紀～17世紀前半頃という暦¹⁴C年代をもってその葉が摘まれた年代と考えることができる。この茶葉とともに茶壺内に保管されていた史料は、元文三年（1738年）、寛政二年（1790年）、文化元年（1804年）の年号をもっており、茶葉の年代よりも若干新しいものである。¹⁴C年代測定によってこれら古文書と古茶との前後関係は明らかにされたが、両者がどういった理由で同じ茶壺内に保管されていたかという点については今後の研究を待たねばならないだろう。

<謝 辞>

本川根町藤川、智者山神社と千頭、敬満大井神社氏子御一同様には本調査のため社宝とも言うべき棟札等の貸与、測定資料の提供等多大の協力をしていただきました。

また、智者山神社の総代の鈴木璋一氏には有益な御助言をいただきました。ここに記して謝意を表します。

また、浜松フォトニクス株式会社・静岡県埋蔵文化財研究所・国立奈良文化財研究所・藤枝市郷土博物館のみな様には赤外線写真による解読等に大変お世話になりました。

ここに記し謝意を表します。

本研究の一部には、日本学術振興会科学研究費補助金（奨励研究（A），課題番号：12780106，研究代表者：小田寛貴）を使用した。記して謝意を表します。

<参考文献>

- ・本川根町史編さん委員会 1999年3月『本川根町史』資料編1
- ・桑原藤泰 文化元年『駿河記』
- ・新宮高平 文久元年『駿河志料』
- ・静岡県 昭和15年『静岡県史料』
- ・京都大学文学部 1987年『博物館の古文書』第4輯
- ・長講堂領目録と島田家文書
- ・第5輯 駿河伊達文書
- ・Stuiver, M., Reimer, P. J., Bard, E., Back, J. W., Burr, G. S., Hughen, K. A., Kromer, B., McCormac, G., van der Plicht, J. and Spurk, M. (1998) INTCAL 98 Radiocarbon age calibration, 24,000-0 cal BP. Radiocarbon 40(3), 1041-1083